〒460-8501

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 愛知県議会議長 三浦孝司 様

拝啓

DPI 日本会議は、国際的な NGO である DPI (障害者インターナショナル) に加盟した国内組織です。1981 年の国際障害者年を機に、身体、知的、精神、難病など、障害の種別を超えて自らの声をもって活動する障害当事者団体として設立されました。人権の問題として、また社会の問題として障害者問題に取り組んでいます。

障害者欠格条項をなくす会は、障害種別や立場をこえて法制度の障壁をなくす目的で 1999 年に発足し、障害者の意見や体験の募集、法制度の調査、政策提言をおこなってきています。

貴職に、上記の両団体から、この郵便にて「杖携帯を禁止する『規則』等の改正を 求める要望書」と資料を提出します。ぜひご検討および早期の取組みをお願いいたし ます。

敬具

特定非営利活動法人(認定NPO法人) DPI日本会議 議長 平野みどり

〒101-0054

住所:東京都千代田区神田錦町 3-11-8 武蔵野ビル 5階

電話番号: 03-5282-3730 FAX 番号: 03-5282-0017

電子メールアドレス:office@dpi-japan.org Web サイト: http://www.dpi-japan.org/

障害者欠格条項をなくす会

共同代表 福島智 大熊由紀子

〒101-0054

住所:東京都千代田区神田錦町 3-11-8 武蔵野ビル5階

DPI 障害者権利擁護センター気付

電話番号: 03-5282-3137 FAX 番号: 03-5282-0017

電子メールアドレス: info restrict@dpi-japan.org

Web サイト: http://www.dpi-japan.org/friend/restrict/

特定非営利活動法人DPI(障害者インターナショナル)日本会

議長 平野み

障害者欠格条項をなくす会

共同代表

福島智 大熊由紀

杖携帯を禁止する「規則」等の改正を求める要望書

2014年末にかけて、「規則」に白杖の携帯禁止があるからと鹿児島県で、そして愛知県で、議会 を傍聴しにきた視覚障害者が「杖を預けよ」と言われることが起きました。

報道によれば、愛知県議会事務局は「(白杖は) 議場に投げ入れられれば凶器になる」 という理由をあげられたということですが、これは理解に苦しむ見解です。重要なことは、何であれ議場に投げ入れられる可能性がある物品かどうかではなく、その物品が人に危害を加える「凶器」となることが十分に予測できるかどうかということだと思われます。そうであれば、刃物などの、文字どおりの凶器・危険物の持ち込みを警戒するのが妥当であり、それは既に行われている検査で対応可能と考えられます。また、自治体には以前から「杖」携帯禁止の規則をもたないところもありますが、禁止する規則がないことによって問題が生じたという事例は報告されていないと認識しています。

「会議のあいだ杖を預かっても不都合はないのでは?」と見られる向きもあるかもしれません。しかし、杖は、白杖でも歩行補助の杖でも、日々それを必要として使っている人にとっては身体の一部です。もしメガネをかけているならば、いつでもどこでもメガネをかけるのはあたりまえのことです。それが、メガネを外して預けるよう求められたらどうでしょうか。杖の携帯を禁止する、会議のあいだ預かると言うのは、つまりは、自分の身体の一部を外して預けよと言うことです。

この数年間、障害がある人自身が委員となって (障害者と関係者をあわせて構成員の過半数)、障害者にかかわる国内法制度の改革について集中した議論をおこない、昨年、国連障害者権利条約を批准しました。来春からは新設の障害者差別解消法が施行されるところです。

それにもかかわらず、いまだに制度の障壁(障害者基本法、差別解消法が、除去しなければならないとしている、社会的障壁のひとつ)を設けていることは、権利条約と差別解消法に照らしても恥ずかしいことです。障害や病気のある人にとって杖とは何か、ぜひ、その基本からしっかりと考えて議論をしてください。

障害がある人の政治・社会への参画が今以上に難しい状況下で、多数の規則や条例がつくられてきました。そのなかには、結果として障害者を排除する規定が相当含まれていました。障害者の議会や委員会の傍聴を制限する規則や条例は、障害者にかかわる欠格条項の見直しも背景に 2001 年前後に改正されたものも多くありますが、現状は定かではありません。改めてこの機会に、参画を妨げるような規定を、杖携帯を禁止する規則のほかにも残していないかという観点から、現行の「規則」「条例」および、その標準を示している文書を洗い直して、的確に改正されることを、要望します。

項目

- 1 会議や委員会の規則および傍聴規則、条例、そして「標準規則」等から、「杖」を削除すること。
- 2 上記1の規則や標準規則や条例において、「杖」以外にも、障害者の社会参画を阻むような規定を 残していないか、洗い直す点検をすること。
- 3 上記2の点検結果をふまえて、既存の条例や規則の改正を的確におこなうこと。

以上

添付資料1~3について

- 1 現行規則について
- 2 各地の規則 いくつかの実例と解説
- 3 報道から

資料1 現行規則について

愛知県議会会議規則 最終改正 2012 年 12 月 21 日

第 106 条 (携帯品) 議場に入る者は、帽子、外とう、えり巻、<u>つえ</u>、かさの類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。

愛知県議会傍聴規則 最終改正 2007 年 9 月 18 日

第5条 (傍聴席に入ることができない者) 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

1 凶器その他危険物と認められるものを携帯している者

※白杖は、上記の「凶器その他危険物と認められるもの」に該当するものとして、運用 上、預かる措置がとられてきた。

資料2 各地の規則 いくつかの実例と解説

■福岡市議会傍聴規則(最終改正 2011年2月17日)

第3条 (傍聴席に入ることができない者) 次の事項に該当する者は、入場することができない。

- (1) 銃器, 凶器, 火薬, 劇毒薬, その他人身, 建物, 器具等に危害又は損害を及ぼすと認める物品を携帯する者
- (2) 旗,ポスター,プラカード,メガホン,楽器,動物(身体障害者補助犬法(平成 14 年法律第 49 号)第 2 条第 1 項に規定する身体障害者補助犬を除く。)等議事又は傍聴を妨害すると認める物品を携帯する者 福岡市公式ウェブサイト上

http://www.city.fukuoka.lg.jp/d1w_reiki/reiki_honbun/q003RG00000030.html

(解説)「杖」の記述はないため「白杖」や「補助杖」などは該当しません。動物について補助犬は除く と明示しているので、補助犬も該当しないことが明らかです。

■福岡県議会傍聴規則(最終改正 2011年9月26日)

第11条 傍聴人は静粛を旨とし、次の事項を守らねばならない。

2 帽子、外とうの類を着用したまま傍聴しないこと。ただし、病気その他の事由により議長の許可を 得た場合は、この限りでない。

福岡県公式ウェブサイト上

http://www1.greiki.net/reiki/Li05_Hon_Main_Frame.exe?UTDIR=C:\subseteqEFServ2\subseteqs002E3683\subseteqGUES T&TID=1&SYSID=7843

(解説) 最終改正で、つえの携帯制限が撤廃されました。

■南阿蘇村 議会傍聴(公式サイト更新 2012年2月15日 、現行)

- ◎下記に該当する方の傍聴はお断りします。
- (1)銃器、棒、つえその他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (7) 精神に異常があると認められる者

南阿蘇村公式ウェブサイト上

https://www.vill.minamiaso.lg.jp/site/gikaisaite/gikaiboutyou.html

(解説) 南阿蘇村は、2012 年 2 月に更新された新しい傍聴案内であるにもかかわらず、「つえを携帯している者」と「精神に異常があると認められる者」を傍聴拒否の対象としています。

■笠間市大池田財産区議会傍聴規則(1955 年制定、現行)

第3条 傍聴席にあるものは、次の事項を遵守しなければならない。

(2) 傘、杖の類を携帯してはならない。

第4条 次に記載した者には傍聴を許さない。

(4) 狂人,精神障害と認める者

笠間市公式ウェブサイト上

http://www.city.kasama.lg.jp/reiki/reiki_honbun/r358RG00000755.html

(解説)「杖の類を携帯してはならない」という傍聴者の遵守規定に加えて、「傍聴を許さない」という禁止規定で、「狂人、精神障害と認める者」と記されています。これは、精神障害を理由にした絶対欠格条項であり、精神障害者を一律に拒否した差別的取り扱いにあたります。

※上記の各URLは、全て、2015年3月2日にアクセスして確認したものです。

視覚障害者「

心を持っているというアピ

障害者が社会参加に関

ールでもある」

、愛知

視覚障害者の歩行に欠かせない首杖は「凶器」なのか。愛 知県議会を傍聴した視覚障害者が、議会事務局から傍聴席で の白杖の携帯を禁じられていたことが分かった。国会では衆 議院が防犯上の理由から、白杖を含むつえの携帯を禁止。都 議会や首都圏の政令市議会などでは同様の規制はないが、関 係者からは「白杖は身体の一部。視覚障害者が社会参加する 権利を奪う行為だ」との声が上がる。

用している人も少なくな 他の理由で議長の許可を得 の携帯を禁止。「病気その の対応に疑問を感じた。 く、「預けて」という議会 や付き添いの人のかばんに 式のつえだったため、自分 たとき」は除外されるが、 しまえた。ただ、直杖を愛 凶器その他危険物」に当 愛知県議会は規則でつえ に必要な器具は議場内に持

国会は衆議院が着席後

り畳み式のつえはかばんに に預けて」と指示された。 いものや、長い直杖は係員 しまって。かばんに入らな 三人は白杖が欠かせない 一月定例会を傍聴した。十 この日は全員が折り畳み 係員から一着席後は折 はするが、持っていても大 は、 丈夫」とする。東京都議会 に預かる一方、参議院は 「ないと困るもの。声掛け 議会傍聴での白杖の扱い

福祉協会の彦坂和夫会長 公司らは昨年、県議会の十 愛知県豊橋市の豊橋盲人

されるが、「あらためて国 や各自治体で規則を洗い直 は障害者差別解消法が施行 根本にある」と指摘。来年 怠ってきたことが、問題の 政に参画する環境づくりを 委員、職員として政治や行 会(東京)の臼井久実子事 務局長は「障害者が議員や し、議論をする必要性を感 障害者欠格条項をなくす

一たるとも解釈される。

担当 ない」と彦坂会長。預けて る」と話す。 入れられれば十分凶器にな しまえば、トイレに立ちた な時も持っていないといけ ている。実際、議場に投げ 者は「従来この運用でやっ い時や地震などの緊急時は 一と、不安にもなる。 「つえは目と同じ。どん 犬を預けたことはない。 害者の社会参加する権利を 省に行っても、白杖や盲導 望で東京都議会や厚生労働 関連の予算審議の傍聴や要 垣さんによると、社会保障 杖を取り上げる行為は、障 垣実会長(六)は「議場で白 奪うのも同じ」と憤る。稲 東京視覚障害者協会の稲

参院はつ)
区、都も「必要な器具 「白杖を持って傍聴するの一じた」と話している。

折り畳み式の白杖巻と直杖を持つ視覚障響者の人たち=愛知県豊橋市で

ゃん連れの傍聴も普通にで すのは、川崎市議会。赤ち 人を拒むことはない」と話 迷惑を与える者」 「拉きだしたら退出を

手続きなくそのまま傍聴で

の一部」とみなし、特別な

導犬は視覚障害者の「身体

神奈川県議会は白杖や盲

きる。「バリアフリーが求

められる中、体が不自由な

を持った高齢者、

、障害者は

聴は禁止だが、つえや白杖

の傍 のを除く」とされ、 当然該当しない。さいたま 市も持ち込み可能だ。

「つえの携帯禁止」とある 千葉県議会は傍聴規則に 「議長の許可を得たも

うか、その場で話し合うこ 葉市議会の事務局は、つえ 際に預かった例はない。 とになる」と説明。ただ実 聴席に着席後、預かるかど 為が想定される場合は「傍 を振り回すなど暴力的な行 「当然に許可される」。チ

議会傍聴時の白杖携帯の可否 衆議院 規則で「つえ」を制限 ×

も「体の不自由な人が歩行

って入ってもらっている」

(議会局) という。

参鹽院 0 規則で制限はあるが、認めている 愛知県 規則の「凶器その他危険物」に該当 体の不自由な人が歩行に必要な 東京都 0 器具は持って入ってもらっている 視覚障害者のつえは特別な手続き

神奈川県 0 なく使用できる 提散跨電器から白杖を預かるような 川崎市

規制はない 埼玉県 つえや白杖を持っていても傍聴できる 0

明文化した規則はないが、持ち込む さいたま市 0 ことはできる

規則で「つえ」を禁止するが、白杖は 「当然に許可される」 干葉県 着席した後に預かるかどうかはその 干葉市

場で話し合うことになる

【訂正】 20日朝刊29面の「白杖(はくじょう) 凶器ですか?」の記事と表、見出しで、衆議院が視覚障害者の傍聴時 に白杖の携帯を禁じているとの記述は誤りでした。規則で制限はあるものの、「体の一部だから」として携帯を認めて いました。(2015年2月21日)東京新聞 web に掲載

2015 - 2 - 25

議会の白杖制限

る。傍聴中の白杖の携帯を禁じる愛知県議会の対応は、当事者にと

視覚障害者の歩行に欠かせぬ白杖を「凶器その他危険物」扱いす

って、身体の自由を奪われるに等しい人権侵害ではないか。

どを取り上げる一般質問を聞くた たのは、昨年の県議会十二月定例 白杖の扱いに疑問の声が上がっ 「視覚障害者の社会参加」な

め、白杖を使う十三人が本会議の 傍聴に訪れた際のことである。

指示された、というのである。 るか、折り畳み式で あるならばかばんにしまうように 般向けの本会議の傍聴案内に ねてきている。補聴器を補助する 放送設備である磁気誘導ループシ ステムを設置し、五日前までに申

着席後は白杖を預け

議場の係員から、

その「凶器その他危険物」に相当 杖も足が不自由な人が持つ杖も、議会事務局は、視覚障害者の白 明記されている。 議会でも起きている。 なぜ、自由に使えないのだろう。 トラブルは昨年十一月、

並んで「凶器その他危険物を持っ は「酒気を帯びている方」などと

ている方」は、傍聴席に入れない

分の身体の一部」と頼る白杖が、

白杖の扱いをめぐる同じような

鹿児島県

にもかかわらず、当事者が「自

し込めば手話通訳も付く。

にしてきた、と説明する。

に投げ入れる可能性がある」とい にくいとしても、「第三者が議場

者の傍聴を支援する取り組みを重 もちろん、愛知県議会は、障害

きているわけである。

するため、着席後には預かること

ったため見合わせたという。

他の自治体の議会では、当然に

性から白杖を預かろうとしたが、 に基づき、傍聴席に着いた全盲男

議会事務局によると、

傍聴規則

周囲の傍聴者から抗議の声が上が

うのである。 障害者本人の目的外使用は考え

いは、杖を制限していた旧来の規 限していないところが多い。ある 必要なものとして白杖の携帯を制 則や運用を見直している。 制限しなくとも、秩序は維持で

無理解では済まされぬ していたと言わざるを得ない。 用し、障害者への配慮を後回しに 議会は旧来の規則を杓子定規に運 する必要はあるが、 愛知県や鹿児島県の 不測の事態も想定

杖の制限は、無理解というだけで の配慮が義務付けられる。配慮を される。国や自治体には障害者へ は済まされないだろう。 欠けば、差別と見なされる。 来年、障害者差別解消法が施行 身体の自由を妨げるに等しい白

ほかにも、朝日新聞、 中日新聞、東海テレビ等の報道があります。